

平成 20 年 10 月 24 日

浜田市議会議長 牛尾 昭 様

議員名: 江角 敏和 (江角印)

## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので、その結果を報告します。

### 記

(1) 期 間 平成 20 年 8 月 19 日 ~ 8 月 20 日。

(2) 視察地 福岡県福岡市博多区千代 1-17-1 (会場: パピヨン24)  
講座 「地方財政の課題と制度改革への対応」

### 3、参加議員氏名

江角 敏和 (江角印) ・ 岡田 治夫 (岡田印)

4、精算額 一人当たり 35,607 円(

### 5、調査活動の概要

別紙

## 5. 調査活動の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」がH 19年6月に成立し、地方自治体は、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率といった新指標による数値を毎年度、監査委員の審査に伏し議会へ報告、そして公表することが義務つけられました。

浜田市は、この数値、とりわけ ③の実質公債費比率がH 17年度～19年度決算の3カ年度平均で25.1%となり早期健全化基準の25.0%を超えている現況下、地方財政のあり方という基本を押さえながら、今後浜田市の事業実施と財政運営に対し、議員としてチェックを働かせ、提言していくための指標を得られればと、今回の「地方財政の課題と制度改革への対応」と題した講座へ参加しました。

講座のプログラムとしては、1. 財政の現状と財政環境 (1) 国の財政と地方財政 (2) 財政を取り巻く環境 2. 地方分権と財政改革 (1) 構造改革と地方分権 (2) 三位一体改革 (3) 地方財政健全化法 3. 財政の役割 (1) 財政の3つの役割 (2) 国の役割と地方の役割 4. 地方財政制度の構造 (1) 地方税制度 (2) 国庫支出金制度 (3) 地方交付税制度 (4) 地方債制度 (5) 国と地方の関係 5. 財政管理の法制と財政分析 (1) 地方自治法の財務規程 (2) 財政分析の基礎 6. 今後の地方財政 (1) 財政運営の効率化 (2) 住民自治と団体自治 といったものでした。この題目に沿って日本経営協会専任講師、元東京都出納長室課長の山岡洋志氏から講義を受けたところです。

私が学んだ点は、新指標対応という喫緊の課題をどのように視ていくか、その前提として、まず地方公共団体が近年、地方分権と叫ばれながら、なかば国から強要された市町村合併や三位一体改革で交付税削減など、地方自治体は厳しい財政運営を強いられている背景を捉えなければならないという点です。地方財政を考える場合に国の財政運営も注視し、さらには財政構造を変えていくといった視点や態度が地方議員といえども必要であるという認識を強めることができました。

また、国・地方の財源(国民が納める税金)配分比率は、H 17年度で見ると国が6割で地方が4割となっており、講師はこれを「国が4割で地方が6割にすべき」との見解で同感ではありましたが、地方分権(地方主権)の実現、権限移譲を受ける地方自治体の態勢強化抜きには達成できません。この課題を実現するためには、それを地方自治体や地方議会、議員自らが自覚し、財源配分や地方財政を捉えていくことが重要であることも全体の講義を通じ改めて痛感したところです。こうした基本的な点を再認識できたことは、今回の講座で得た大きな成果でした。

しかし現実には、法律によって定められた新指標へ浜田市は、どのように対応し財政運営を行っていくか、それに対し議員としてどのような見解を持つのかという、避けて通れない目前の課題があります。現在、浜田市は、新指標へ対応すべく「中期財政計画」を昨年11月に示しました。その「計画」でも尚、中期的には55億円の財源不足が生じ、それを物件費等で削減する方針の具体策は明らかになっていないのが現状です。これは、合併で確認した事業を事業費を減らしても全て実施していくことを前提にした「計画」ですが、市政・財政は生き物です。今日の経済状況下における市民の労働・暮らしの現状、国内外の大震災で迫られた学校の耐震化、雇用促進住宅やペアーレをはじめ国の施設廃止など、計画では見込んでいなかった事案へも対応していかなければなりません。

燃油高騰などで緊急事態にある事業者や市民生活の中で、これ以上負担増を求めないためには、合併で確認している事業であっても見直しを行うという「事業の選択と集中」が求められています。今回の講座で学んだ事と現状を照らし合わせながら一般質問や予算・決算審査に活かしていきたいと思えます。(江角敏和)